

6月4日(日)は青森市長選挙の投票日

※6月4日(日)の青森県知事選挙の詳細については
本紙5月1日号をご覧ください

選挙管理委員会事務局 (☎017-734-5822)

投票日	6月4日(日) ※5月28日(日)告示
投票時間	7:00~20:00 ※一部を除く
投票所	市内108投票所



※障がいなどで投票の際にお手伝いが必要な場合は、投票所スタッフがお手伝いします。投票所に設置している呼出しブザーでスタッフをお呼びいただくか、事前に選挙管理委員会事務局までお問合せください。

●投票できるかた

- ▽年齢要件 平成17年6月5日以前に生まれたかた
- ▽住所要件 令和5年2月27日以前から引き続き青森市内に住んでいるかた ※転入・転出・転居した場合の投票の可否は、お問合せください。

●投票所入場券(選挙のお知らせ)

選挙人名簿に登録され、投票できるかたには、5月18日(木)頃までに投票所入場券を各世帯の有権者の代表者宛に郵送します。届かない場合や、記載内容に誤りがある場合などは、ご連絡ください。

※県知事選挙の投票所入場券を兼ねていますが、市長選挙のみ投票できるかたには、別途、封書で郵送します。ご注意ください。

- ・1枚のはがきに、最大3人分の世帯員の入場券を印刷
- ・自身の氏名が記載された入場券を切り離して持参
- ・入場券がお手元にならない場合は、指定の投票所・期日前投票所で住所・氏名・生年月日をお申し出ください

●選挙公報の配布

5月31日(水)~6月2日(金)に有権者世帯全てに配布
※期間が過ぎても配布されない場合はご連絡ください

期日前投票

5月29日(月)~6月3日(土) ※一部を除く

投票場所	投票時間
アウガ 6階会議室	8:30~20:00
市役所浪岡庁舎 2階中会議室	
西部市民センター 視聴覚・OA学習室	
イオン青森店 3階会議室	10:00~20:00
ユニバース・セラ東バイパスショッピングセンター2階	
青森中央学院大学 7号館フリースペース	5月31日(水)11:00~18:00
青森大学 6号館集いのスペース622教室	6月1日(木)11:00~18:00
青森公立大学 交流ホール	6月2日(金)10:30~18:30

●対象となるかた

投票日当日に仕事や学業、地域行事、冠婚葬祭などのため投票所へ行けない見込みのかた

●投票に必要なもの

投票所入場券の裏面の「期日前(不在者)投票宣誓書」に必要事項を記載の上、お持ちください。入場券がお手元にならない場合は、期日前投票所に備付けの宣誓書に記載の上、受付に提出してください。

不在者投票

5月29日(月)~6月3日(土) ※詳しくはお問合せください

区分	対象となるかた	投票場所
滞在先での投票	出張・旅行など、青森市以外の市町村に滞在しているかた	●滞在先の市町村の選挙管理委員会 事前に手続が必要です。全国市町村備付け、または市ホームページ掲載の不在者投票用紙の請求書を、青森市選挙管理委員会へ郵送または持参してください。
病院・施設での投票	県選挙管理委員会が指定する病院・施設などに入院(入所)しているかた	●入院(入所)している病院・施設内 病院や施設の長に申請が必要です。指定する病院・施設などの一覧は市ホームページから確認できます。
郵便による在宅での投票	重度の障がいなどにより、投票所での投票が困難なかた	●自宅など 「郵便等投票証明書」の交付を受けているかたに請求書を郵送しますので、5月31日(水)までに請求してください。 ※証明書交付申請は随時受付

子育て世帯を支援します

子育て支援課 (☎017-718-1971)
浪岡振興部健康福祉課 (☎0172-62-1113)

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金

食費などの物価高騰に直面し、特に影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

◆ひとり親世帯分

●対象・支給額

- ①令和5年3月分の児童扶養手当受給者
- ②公的年金などの受給により、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていないかた
※児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回るかたに限る
- ③家計が急変し、収入が児童扶養手当受給世帯相当となったかた

児童一人当たり一律 **5万円**

●支給手続・支給時期

- 対象①に該当するかた…**申請不要** (個別にお知らせを送付済)
▶ **5月25日(木)**に児童扶養手当を受給している口座へ振込予定
- 対象②③に該当するかた…**申請が必要**
▶ **6月1日(木)**から駅前庁舎3階会議室、浪岡庁舎1階健康福祉課の申請窓口で受付
▶ 申請内容を確認し、6月下旬以降に支給予定
- ※提出書類など、詳細はお問合せください

◆ひとり親世帯以外の子育て世帯分

●対象・支給額

- ①青森市から「令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)」を受給したかた
- ②①のほか、令和5年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満)の養育者で、家計が急変し、収入が住民税非課税相当となったかた

児童一人当たり一律 **5万円**

●支給手続・支給時期

- 対象①に該当するかた…**申請不要** (個別にお知らせを送付済)
▶ **5月29日(月)**に「令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)」を受給した口座へ振込予定
- 対象②に該当するかた…**申請が必要**
▶ **6月1日(木)**から駅前庁舎3階会議室、浪岡庁舎1階健康福祉課の申請窓口で受付
▶ 申請内容を確認し、6月下旬以降に支給予定
- ※提出書類など、詳細はお問合せください

ご不明な点はお問合せください



子育て支援課 吉田(翼)

令和5年度市・県民税の所得・課税証明書

- 融資制度や年金・扶養申請などに使用する「令和5年度市・県民税の所得・課税証明書」を6月12日(月)から交付します。※市・県民税(年税額)が給与から差し引かれるかた(本人分に限る)は、5月15日(金)から交付します。
- ※3月16日以降に申告された分については、証明書への反映が遅れることがあります。
- ▼交付場所 市民課、浪岡振興部納税支援課、浪岡振興部市民課、各支所、各情報コーナー
- ※土・第2日曜日は駅前庁舎市民課のみ(所得の申告を伴うかたは、証明書の交付を受けられません) ※証明書コンビニ交付サービスも利用可(各交付開始日の翌日から取得可) ※郵便での請求も可
- ▼交付手数料 各1通300円
- ▼申請に必要なもの 申請者の本人確認書類/本人以外(委任を受けた生計を一にしている親族を除く)は委任状 ※申請書・委任状は市ホームページに掲載

問市民課

(☎017-734-2383)
浪岡振興部納税支援課
(☎0172-62-1186)

個人住民税の特別徴収

所得税の源泉徴収義務がある事業主のかたは、地方税法の規定により、個人住民税の特別徴収を行うことが義務付けられています。

手続などは、従業員の住所地の市町村へお問合せください。

●個人住民税の特別徴収制度

所得税の源泉徴収と同じように、事業主(給与支払者)が毎月従業員(納税義務者)に支払う給与から個人住民税を引き去り(給与天引き)、従業員に代わり納入する制度。

問東青地域県民局県税部納税管理課
(☎017-734-9975)
市民税課
(☎017-734-5197)